

令和7年第2回芸西村議会「定例会」議事日程

令和7年6月6日

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の一括上程（提案理由の説明）

議案第33号 芸西村税条例の一部を改正する条例（専決処分）の承認について

議案第34号 芸西村看護師等養成奨学金貸付条例

議案第35号 芸西村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第36号 令和7年度芸西村一般会計補正予算（第1号）

議案第37号 令和7年度芸西村簡易水道事業会計補正予算（第1号）

議案第38号 令和7年度芸西村下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第39号 財産の取得について

日程第4 議案第33号 芸西村税条例の一部を改正する条例（専決処分）の承認について

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第6 報告第1号 令和6年度芸西村一般会計繰越明許費繰越計算書

報告第2号 令和6年度芸西村簡易水道事業会計繰越明許費繰越計算書

報告第3号 令和6年度芸西村下水道事業会計繰越明許費繰越計算書

招 集 年 月 日 令和7年6月6日

招 集 の 場 所 芸西村役場議場

開 会 時 間 午前 9時00分

応 招 議 員

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	堀 川 友 久	○	2	坂 本 史	○	3	山 本 俊 二	○
4	濱 田 圭 介	○	5	安 岡 公 子	○	6	西 笛 千代子	○
7	岡 村 俊 彰	○	8	小 松 康 人	欠	9	岡 村 星 弥	○
10	仙 頭 一 貴	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	松本 巧	副 村 長	都築 仁	教 育 長	山内 將利
総 務 課 長	長崎 寛司	会 計 管 理 者	高松 千恵	健康福祉課長	荒井 祐輔
産業振興課長	吉永 卓史	土木環境課長	山本 裕崇	企画振興課長	池田 加奈
教 育 次 長	佐藤 大輔	総務課長補佐	手島 真由美	健康福祉課長補佐	池田 豪
健康福祉課長補佐	松井 久美	健康福祉課長補佐	小松 司沙	産業振興課長補佐	常光 紘正
土木環境課長補佐	山崎 純裕	企画振興課長補佐	岡村 公順	教育委員会課長補佐	岡村 まきみ

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

【議事の経過】

令和7年6月6日（金）

〔9：00 開会〕

《開会》

○ 仙頭 一貴 議長

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、令和7年第2回芸西村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《諸般の報告》

○ 仙頭 一貴 議長

日程に入る前に、諸般の報告をします。8番小松康人君から欠席届が提出されており、欠席となっております。監査委員から2月、3月、4月の例月出納検査の結果報告が提出されています。以上をもって、諸般の報告を終わります。

《日程第1》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、本定例会を通じて、7番岡村俊彰君、9番岡村星弥君を指名します。

《日程第2》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第2、会期の決定を議題にします。本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長濱田圭介君。

○ 濱田 圭介 議員

おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。去る、5月30日に本定例会の会期につきまして、協議をいたしました結果、お手元に配付してあります会期及び審議予定表のとおり、本日6月6日から12日までの7日間とするものです。

本日は、議案第33号から第39号までを一括上程いたしまして、提案理由の説明を受けることにいたします。その後、議案第33号の審議・採決を行っていただきます。次に、諮問第1号について答申を行っていただきます。最後に、報告第1号から第3号の報告を受けることにいたします。

7日から10日までは議案精査のため休会とします。

11日は一般質問を行っていただきます。

12日は、議案第34号から第39号の審議・採決並びに議員提出議案の審議・採決を行っていただきます。

以上が、本定例会の会期日程でございます。

本議会の円滑な運営をお願いして、議会運営委員会の報告といたします。

○ 仙頭 一貴 議長

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月12日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。〔「異議なし」の声〕

異議なしと認めます。従って、会期は本日から6月12日までの7日間に決定しました。

《行政報告並びに提案理由の概略説明》

○ 仙頭 一貴 議長

村長より、行政報告並びに提案理由の概略説明の申し出があります。これを許します。
松本村長。

○ 松本 巧 村長

おはようございます。本日は、6月議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには何かとご多用のところ、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

提案に先立ちまして、事務・事業の執行状況等、諸般の報告をさせていただきます。

芸西村の令和7年度事業がスタートして2か月余りが経過しましたが、本年度予定の各種事業はおおむね順調に進展しているものと考えております。引き続き、新規の人口減少対策や子育て支援なども含めまして、元気で輝く村づくりを目指した取り組みを着実に進めてまいります。

連続テレビ小説「あんぱん」の放送も高い評価をいただいております、毎日楽しみにされている方も多いと思います。連休中には琴ヶ浜にも県外からの観光客もお見えになるなど、ロケ地としての魅力や、高規格道路の開通効果なども実感しているところであります。

7月6日にはごめん・なはり線のイベントが琴ヶ浜野外劇場周辺で開催されますので、多くの方にご来場いただけるようPRするとともに、村の魅力の情報発信を行ってまいります。

経済情勢では、米の不足、価格の高騰が連日報道されております。生産者にとりましては、これまで米を作っても赤字という現実がある一方で、消費者には、あまりにも高い価格は、日々の生活に大きな影響を与えます。双方にとって適正な価格で十分な量の米が市場に流通するよう早期に落ち着くことを願っております。

また、物価高騰は依然続いており、大きな好転は見込めない中で、政府において減税、給付なども議論されているところですが、5月8日には議長から村議会議員の報酬額改定案が提出されましたので、今後、特別職報酬等審議会に諮問し、審議会において議論を深めていただきたいと考えております。

高知県人口減少対策総合交付金連携加算型の申請を行い、4月16日付で交付決定を受けました。若年人口の減少に歯止めをかけるため、この交付金を活用して令和9年度まで集中的に移住や子育て支援事業に取り組んでまいります。

昨年度のふるさと納税は、村を応援していただける多くの皆さまから約16億4700万円の寄附が寄せられました。本年度も中間事業者と連携を取りながら寄附額増に努めてまいります。

連続テレビ小説「あんぱん」のロケ地である琴ヶ浜に、観光客を気持ちよくお迎えできるよう、4月30日に「琴ヶ浜おもてなし清掃」を実施しました。村民、村内の企業、団体から100人の方にご参加いただきました。

消防関係は、消防団総会を5月15日に開催しました。前年度の総会以降、機能別団員も含めた退団者は8名、入団者は11名となっております。

人口減少が続く中、団員の確保に向け、消防団の重要性を広報してまいります。

防災関係は、6月1日に高知県総合防災訓練が開催され、関係者が訓練を見学しました。防災行政無線戸別受信機設置事業及び自主防災組織資機材再整備事業は、随時相談・受付を行っております。また、事前復興計画策定委託業務及び地域防災計画改訂支援委託業務は、入札を終え、落札業者と協議を進めております。

来庁者の利便性向上のため、庁舎1階ロビー及び窓口カウンターの改修工事を発注しました。高齢者等に配慮した利用しやすい環境を整備してまいります。

物価高騰対策重点支援地方交付金の低所得者支援事業の住民税均等割非課税世帯への給付金及び非課税世帯等の子ども加算は、6月30日までの受付とし、順次給付を行っております。

本年度に実施される定額減税は、前年度、恩恵が受けられなかった方への調整給付について、必要な補正予算を今議会に計上しており、今後事務手続きを進めてまいります。

本年度から子育て支援として開始した、芸西村みらいへ届け出産祝金事業は、5月末現在、4件の申請がありました。

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う重点支援地方創生臨時交付金を活用し、住民1人当たり1万円分の券を交付する生活支援地域振興券事業は、7月中にお届けできるよう準備を進めております。

これまで氏名の振り仮名は戸籍に記載されていませんでしたが、本年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の氏名に振り仮名を記載する制度が始まりました。本村を本籍地とする方には、6月下旬から記載予定の振り仮名を通知する予定です。

保健事業は、誰もが心身ともに健康に過ごすことができるよう、保健医療情報等を活用して、健康増進・食育・自殺対策分野の取り組みを総合的に推進するために「第4期健康げいせい21（芸西村健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）」を策定しました。出生から高齢期に至るまで切れ目のない保健事業に取り組んでまいります。

子育て世代包括支援センターは、村内で受けられる「産後ケア村内デイケア型」の開設準備を進めております。また、助産師・保健師が毎月第3火曜日に開設しているCOCOROカフェは、本年度から相談時間を午前と午後に拡充しました。母乳相談や女性特有の病気、こころやかからだに関するさまざまな相談にも対応しております。

例年、実施しております小児生活習慣病予防健診は、小学校4年生、中学校1年生に加え、高校1年生まで拡充し、親子での受診促進のため、村民会館での集団健診と同日に実施いたします。

今後も子育てしやすい芸西村を推進していくため、さまざまな子育て支援や母子保健事業の充実に取り組んでまいります。

介護予防事業は、3月に開催したフレイル予防講演会に66人の参加がありました。現在、住民同士によるフレイル予防活動を進めるため準備しております。4月から高齢者のボランティアや介護予防活動に対してポイントを付与する「にっこりポイント」事業がスタートし、5月末現在で延べ181人にポイントを交付しました。5月は、各ふれあいセンターで「体力測定とフレイル測定」を開催し、住民同士で測定し合う体験をしていただきました。6月は「栄養教室」と、村内医療職や介護職の協力を得て「ふくし懇談会」を開催いたします。8月には、子どもから高齢者まで誰でも参加できる「いんどあモルック交流会」をふれあいセンター等で開催予定です。また、6月から10月にかけては、村内の関係機関と連携・協力しながら、口腔教室や熱中症予防啓発活動を行ってまいります。

地籍調査は、前年度に続き和食乙地区を測量調査する予定で、委託業務発注に向けた準備を進めております。事業説明会は7月末に予定しており、調査対象地番を確定次第、所有者・関係者の皆さまに案内を送付いたします。

移住促進は、6月28・29日に本年度1回目の高知暮らしフェアが大阪・東京で開催されるため、芸西村をPRしてまいります。

神奈川県から移住してきた地域おこし協力隊員1名は、4月1日に着任しております。任期後はナス栽培で就農を目指し、農業者のもとで施設園芸を学びつつ、地域活動の手伝いなどを行っております。

みらい育む奨学金返還支援事業には、3名の申請があり、交付が決定しました。

みらい輝く住まい応援事業についても、相談が来ておりますので、引き続き周知に努めてまいります。

農業振興は、園芸用ハウス整備事業で、新規就農区分のレンタルハウス1件を事業決定しました。

園芸用ハウス等リノベーション事業には、14件の申請があり、審査を行っております。また、後継者育成支援は研修区分と経営開始区分を各1件ずつ事業決定し、計画に基づく取り組みを開始しております。

西分ほ場トイレ改修工事は、農業者の利用を考慮し、農閑期に施工予定です。

林業は、松くい虫防除のための地上散布委託を発注しました。7月末までに3回の防除作業を予定しており、これまで2回の薬剤散布を行いました。

水産は、西分漁港の製氷機クーリングタワー修繕工事及び照明施設修繕工事を発注しました。また、5月21日に西分漁港内にヒラメの稚魚を放流しました。

公営住宅は、5月に公募した際、4戸の応募があり、4戸全ての入居を決定しました。4月に入居要件を緩和したこともあり、空き部屋の解消が進んでおります。

一般住宅の耐震対策は、5月末時点で耐震設計4件、耐震改修4件、瓦屋根診断1件、瓦屋根改修2件の補助を決定しました。

道路事業は、村道・林道の維持補修と舗装補修工事、5年ごとの定期点検の対象となる100か所の道路橋の点検委託業務を発注しました。

道路改良事業では、5年度から進めておりました村道江尻線、村道食東線の道路拡幅工事が3月に完成し、利便性及び安全性が向上しました。芸西青果市場南の村道春田屋敷線の道路拡幅工事は、交付金の内示があったため、発注準備を進めてまいります。

和食ダムは、5月25日に洪水時最高水位に達し、一定水量を放流しながら周辺への影響を調査する試験湛水が行われております。洪水調整機能を持つ和食ダムの運用が、できるだけ早く始まることを期待しております。

治水対策は、村内3か所の排水機場の管理業務やブルドーザーの保守点検業務を発注し、大雨への備えを進めております。これから本格的な大雨シーズンを迎えますので、天候や導流堤の閉塞状況にも注意し、適正な管理に努めてまいります。

大雨の際、たびたび浸水被害のある和食川下流域のハウス地帯の浸水対策については、議長とともに高知県農業振興部長を訪れ、排水ポンプ増設などの要望を5月1日に行いました。今後も関係機関と協議を重ねながら、浸水対策を進めてまいります。

導流堤放水路の堆砂除却のための、経年劣化が進んだブルドーザーの更新は、関連議案を提出しております。

環境衛生は、6月第3日曜日の「芸西村環境の日」として、6月15日に皆さまのご協力をいただきまして清掃活動を行い、環境意識の向上と地域や美化活動につなげていきたいと考えております。

教育施設集約化事業は、3月2日に実施した説明会でのご意見を踏まえ、各教育施設の教職員、保護者、一般公募からの委員など22人でワーキンググループを組織し、複数回検討の場を設けてご意見をお伺いしながら進めてまいります。防災対策にも留意しつつ、子どもたちにとってよりよい教育環境を備えた施設とするため、検討を進めてまいります。

前年度から試行的に運用している教育支援センターは、本年度から正式に開設しました。新学期当初には、利用者がいましたが、現在は登校へとつながっております。学校に行きづらい児童生徒の居場所として、引き続き受け入れ体制を整え、学校への登校につなげていきたいと考えております。

保育所は、職員の働き方改革の一環として、事務職員を配置しました。これにより職員の勤務シフト作成や事務作業を事務職員が担うことで、保育士の負担軽減につながっております。その結果、保育士は入所児や保護者への対応に専念でき、年度当初の受け入れもスムーズに行うことができました。

文化資料館・筒井美術館は、4月27日から5月25日まで、「67年前の8mmフィルム映像と古い映写機展示会」を開催しました。

続きまして、特別会計。

国民健康保険です。前年度の特定健診は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えの影響が和らぎ、受診率の速報値は、5年度比約1.9%増の40.0%となりました。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化による被保険者証の廃止に伴い、8月の更新に合わせて、7月中にはマイナ保険証をお持ちの方には資格情報のお知らせをお送りし、お持ちでない方には資格確認書を送付いたします。

なお、後期高齢者医療の被保険者にも、7月中にマイナ保険証の有無にかかわらず資格確認書を送付いたしますので、混乱が生じないよう広報に努めてまいります。

本議会に提案しました議案は、専決処分の承認1件、条例2件、補正予算3件、その他1件、諮問1件、報告3件の合計11件です。

詳細は、担当課長等に説明させますので、ご審議のうえ適切なご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 仙頭 一貴 議長

以上で、村長の行政報告並びに提案理由の概略説明を終わります。

《日程第3》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第3、議案第33号から議案第39号までを一括上程します。議案順に順次説明を求めます。

長崎総務課長。

○長崎 寛司 総務課長

おはようございます。議案第 33 号を説明いたします。芸西村税条例の一部を改正する条例(専決処分)の承認について。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めるものです。

今回の条例改正は、令和 7 年度税制改正に伴う地方税法改正を受けて、芸西村税条例の改正を行ったものです。今回の主な改正点は、給与所得控除の最低保障額について、55 万円から 65 万円に引き上げとする改正。19 歳以上 23 歳未満の大学生年代の子などに関する特別控除の創設。扶養控除等の対象となる扶養親族等に係る所得要件について、48 万円から 58 万円に引き上げとする改正。総排気量 125 c c 以下かつ総出力が 4 キロワット以下に制御したバイクに係る軽自動車税の税率を年額 2000 円とする原動機付自転車に係る軽自動車税の種別割の税率区分の新設。個人番号カードの運転免許証利用が可能となることに伴い、軽自動車税の減免申請のうち運転免許証を提示することとされている場合において、個人番号カードに記載された情報、いわゆるマイナ免許証を確認することにより、運転免許証の提示に変えることができることとする、軽自動車税の減免手続に係る規定の整備などの改正となっております。以上です。

○仙頭 一貴 議長

荒井健康福祉課長。

○荒井 祐輔 健康福祉課長

議案第 34 号芸西村看護師等養成奨学金貸付条例について説明します。

本村以東の東部地域における看護人材育成・確保のため、県の支援を得て、高知市の専門学校が令和 9 年 4 月、安芸市にサテライト校として看護師養成施設の開設を予定しております。

本条例は、これを受けて東部地域の全市町村が、条例等の制定、改正を行い、県と連携協力して、学生の入学・修学を支援し、看護師等の確保及び充実に図るためのものです。なお、本村は、当該施設以外の施設、准看護師養成施設、大学・短期大学等も対象としているため、令和 8 年 4 月 1 日からの施行としております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 35 号芸西村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。

本条例改正は、避難生活が長引き、体調を崩すなどして亡くなる災害関連死に係る弔慰金について、広域災害時の県による市町村支給審査委員会の合同開催及び審査委員候補者の事前選任により、災害対応に要する本村の事務負担軽減、支給判断基準の公平性、弔慰金の速やかな認定及び支給を図るため、本村に支給審査委員会を設置するためのものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○仙頭 一貴 議長

長崎総務課長。

○長崎 寛司 総務課長

議案第 36 号令和 7 年度芸西村一般会計補正予算(第 1 号)について説明いたします。1 ページをお願いします。

令和 7 年度芸西村一般会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2916 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 55 億 8216 万 4 千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第5表地方債補正による。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

55款5項、国庫負担金60万1千円の増。障害システム改修の国庫負担金となります。

10項、国庫補助金2246万1千円の増。物価高騰対応重点支援交付金による定額減税不足額給付となります。

60款10項、県補助金127万2千円の増。新規就農者育成総合対策事業の補助金となります。

75款5項、繰入金313万円の増。財政調整基金の繰入金です。

90款5項、村債170万円の増。こちらは事業費の増額による村債の増額です。

続きまして、3ページをお願いします。

歳出。

10款5項、総務管理費2342万6千円の増。主なものは、物価高騰対応重点支援交付金による定額減税不足額給付の事業となります。

10項、徴税費7万円の増。

35項、企画費1万6千円の増。

15款5項、社会福祉費128万円の増。主なものは、障害福祉システム改修事業となります。

25款5項、農業費127万2千円の増。経営発展支援事業の補助金となります。

35款5項、土木管理費180万円の増。急傾斜地崩壊対策事業の負担金となります。

20項、住宅費130万円の増。村営住宅改修工事となります。

今回の補正は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における措置として、令和6年度に実施した定額減税及び定額減税調整給付金において、令和6年分の所得税額及び定額減税の実績額が確定した結果、本来給付すべき額と既に給付した額との間に差額が生じた場合に、その差額を対象者に追加給付するための必要な予算が主なもので、その他の事業費の増額によるものとなっております。

続きまして、4ページをお願いします。

第5表、地方債補正。

1、変更。

起債の目的、公共事業等。補正前限度額3070万円、補正後の限度額3240万円。起債の方法、利率、借入先、償還の方法については変更ありません。

今回の変更は、起債対象となる事業負担金の増額による起債限度額の増額となります。

以上が、令和7年度一般会計補正予算（第1号）となります。補正予算の詳細につきましては、7ページ以降、事項別明細書の説明書に記載しておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。以上です。

○ 仙頭 一貴 議長

山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

おはようございます。議案第37号令和7年度芸西村簡易水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。1ページをお願いいたします。

第1条、令和7年度芸西村簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条から補正内容をご説明いたします。

第2条では、当初予算第2条に定めました業務の予定量を補正するものです。補正する事業は、馬ノ上・城本配水池耐震設計委託で、当初予算額から558万8千円増額して1658万8千円にするものです。こちらは城本配水池を最新の2020年版の耐震基準で整備するために必要な補正となります。

次の第3条では、当初予算第4条に定めました資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。

収入。第1款第1項、企業債550万円の増。

支出。第1款第1項、建設改良費558万8千円の増。

こちら先ほどの城本配水池の耐震設計委託の増額分の収入支出の補正予算になります。

次の第4条では、当初予算第5条に定めました企業債の限度額を補正するものです。当初予算で企業債借入れの限度額を9170万円としていたものを、今回の補正で計上します馬ノ上・城本配水池耐震設計委託のうち550万円を超えました9720万円を限度額とするものです。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以下3ページから予算に関する説明書を添付しておりますので、後ほどご参照くださいますようお願いいたします。

次に、議案第38号令和7年度芸西村下水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第1条令和7年度芸西村下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条の補正内容をご説明いたします。

第2条では、当初予算第5条に定めました債務負担行為の限度額の補正で、補正前3億8400万円を1億1600万円増額しました5億円とするものです。

こちらは令和5年度に作成しましたストックマネジメント事業計画時と比べて、改修の方法の具体化や物価高騰による価格変動により補正が必要になったものです。具体的には、村内全ての污水が集まる分配槽内の設備を改修するため分配槽のドライ化が必要なことや、現行の污水处理を行いながら改修するための仮設費用が必要になったものです。また、労務単価や材料単価などの物価高騰によるものが増加の要因となります。以上でございます。

次に、議案第39号をご説明いたします。財産の取得について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求めるものです。

本議案の財産取得は、現在和食川導流堤の放水路内にたまった砂を取り除くためのブルドーザーが、経年劣化が進み更新する必要があるため、ブルドーザーを取得するものになります。

1、取得する財産、履帯式ローダ。2、納入期限令和10年3月15日。3、契約金額3850万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額350万円。4、契約の相手方、高知市北御座3番50号 四国建販株式会社 高知支店支店長 大川和宏。5、契約の方法、指名競争入札による契約。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 仙頭 一貴 議長

以上で、一括上程議案の説明を終わります。

《日程第4》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第4、議案第33号芸西村税条例の一部を改正する条例（専決処分）の承認についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第33号は原案のとおり承認することに決定しました。

《日程第5》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第5、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題にします。

ここで、本議案の関係上、濱田圭介君の退席を求めます。

〔濱田圭介議員：退場〕

○ 仙頭 一貴 議長

提案者の提案理由の説明を求めます。松本村長。

○ 松本 巧 村長

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について説明をいたします。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

人権擁護委員として推薦したい者の氏名は、濱田圭介。任期は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までであります。住所、生年月日、職業等につきましては記載のとおりであります。

濱田氏は、令和4年10月に人権擁護委員に就任され、現在1期目であります。人格識見高く、人権擁護に深い理解を有しており、現在も本職におきまして能力を発揮され、ご活躍されております。濱田氏におかれましては、引き続き人権擁護委員として積極的な人権擁護活動にご尽力をいただけるご意向でございますので、候補者としての推薦につきましてよろしくお願い申し上げます。

○ 仙頭 一貴 議長

説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。

〔事務局：答申書配布〕

○ 仙頭 一貴 議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

異議なしと認めます。

従って、諮問第1号はお手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

〔濱田圭介議員：着席〕

《日程第6》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第6、村長よりお手元に配付いたしましたとおり、地方自治法施行令第146条第2項並びに地方公営企業法第26条第3項の規定による繰越計算書の報告が提出されております。この際、繰越計算書の説明を順次求めます。長崎総務課長。

○長崎 寛司 総務課長

報告第1を説明いたします。令和6年度芸西村一般会計繰越明許費繰越計算書。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

1ページをお願いいたします。

令和6年度芸西村一般会計繰越明許費繰越計算書。

10款5項、住民税非課税世帯等給付金（物価高騰対策給付金）事業、翌年度繰越額2321万2千円。

10款5項、野外劇場改修事業1071万8千円。

10款15項、社会保障税番号制度システム整備事業293万3千円。

10款35項、事業者支援補助金事業3047万2千円。

25款5項、農業水路等長寿命化事業1060万円。

35 款 5 項、長谷地区急傾斜地対策事業 746 万 1 千円。
35 款 10 項、和食ダム支線管理道改修事業 890 万円。
35 款 10 項、道路メンテナンス事業 1346 万 7 千円。
35 館 10 項、防災・安全社会資本整備交付金事業 350 万円。
35 款 15 項、和食ダム周辺整備事業 4160 万円。
35 款 20 項、住宅耐震化促進事業、2032 万 2 千円。
35 款 20 項、地震対策空き家改修事業 1027 万 9 千円。
40 款 5 項、防火水槽防水事業 199 万 1 千円。
40 款 5 項、津波避難施設整備事業 644 万円。

以上、合計 1 億 9189 万 5 千円が繰り越しとなります。事業ごとの詳細につきましては、2 ページ以降の繰越予算調書によりご確認をお願いいたします。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長
山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

報告第 2 号をご説明いたします。令和 6 年度芸西村簡易水道事業繰越明許費繰越計算書。

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、別紙のとおり報告します。1 ページをお願いします。

地方公営企業法第 26 条第 1 項に規定する建設改良費の繰越額は、1 款 1 項建設改良費、事業名、和食ダム建設負担金で、予算計上額 4894 万円、支払義務発生額 1049 万 6000 円、翌年度繰越額 3841 万 7000 円としております。

続きまして、報告第 3 号をご説明いたします。令和 6 年度芸西村下水道事業繰越明許費繰越計算書。

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、別紙のとおり報告します。1 ページをお願いいたします。

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額は、1 款 1 項建設改良費、事業名、マンホールポンプ場更新工事で、予算計上額 1759 万円、支払義務発生額 39 万 6000 円、翌年度繰越額 1719 万 4000 円としております。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長
以上で報告を終わります。

《散会》

○ 仙頭 一貴 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

〔9:43 散会〕